

## レンタルスペース一時使用約款

本約款は、株式会社ファインプロダクト（以下「乙」）が運営するレンタルスペース、ファインボックス保土ヶ谷（以下「本物件」）を、利用者（以下「甲」）が一時的に使用する際の一切の關係に適用されます。

### 第1条（一時使用の合意）

本契約は、甲の動産保管を目的とした一時的なスペース利用を定めるものであり、本物件は借地借家法の適用を受ける建物には該当しないことを双方が確認します。

### 第2条（契約の成立と料金）

甲が乙の指定する方法で申し込み、本人確認および初回決済が完了した後、鍵情報の通知をした時点で契約が成立します。利用料金は決済画面に表示された賃料とし、月の途中での開始は日割り計算とします。

### 第3条（契約期間・更新および解約手続）

- 1. 契約期間と自動更新**：本契約の期間は契約締結日の属する月の末日までとし、期間満了までに次項に定める解約通知がない限り、本契約は1ヶ月単位で自動更新されるものとします。
- 2. 解約の予告と決済停止**：甲が解約を希望する場合、解約希望月の10日までに、鍵番号を通知したメールへの返信、または乙のウェブサイト内お問い合わせフォームより通知を行うものとします。乙は、10日までに適正な通知を受領したことを確認後、速やかに当該月末の決済停止処理を行います。11日以降に通知がなされた場合は、翌月末日の解約扱いとなります。
- 3. 原状回復と写真報告の義務**：甲は、解約月月末の利用期間終了時まで、自らの負担において本スペース内の動産を全て搬出し、清掃の上で原状に復さなければなりません。甲は原状回復完了時、室内の状況を撮影し、その写真を乙にメールで送付することで退去完了の通知とします。
- 4. 最終確認と登録情報の削除**：乙は、甲からの写真報告および現地確認をもって原状回復の完了を判断します。適正な明け渡しを確認された後、乙は甲の登録決済情報を消去します。
- 5. 原状回復費用の強制決済**：現地確認時に、甲の責めに帰すべき汚損、破損、または残置物が認められた場合、乙は甲が登録した決済方法により、原状回復に要する費用（清掃・修繕・廃棄費用等）を事前の承諾なく決済できるものとします。この場合、当該費用の決済が完了するまで、乙は甲の登録情報を保持し続けることができるものとします。
- 6. 契約の終了時期**：本契約は、乙が前各項の処理を完了し、甲に対して「解約完了メール」

を発信した時点をもって正式に終了するものとします。

#### 第4条（支払方法）

1. 甲は申込時に登録したカード決済により、翌月分の利用料を当月 26 日に支払うものとします。
2. 経済情勢の変動等により、両者協議の上で賃料を改定できるものとします。
3. 乙は原則として領収書の発行を行いません。

#### 第5条（使用範囲と制限）

甲による本スペースの使用は、動産の保管目的に限定されるものとし、指定の区画外（通路等の共用部）に物品を置くことはできません。

#### 第6条（保管の禁止物）

現金、貴金属、有価証券、重要書類、美術品等の貴重品、危険物、動植物、腐敗物、異臭物、遺骨、法令違反物、および合計額が 30 万円（または 1 点 10 万円）を超える動産の搬入・保管は禁止します。

#### 第7条（施設利用の遵守事項）

甲は、本物件の利用に際し、以下の事項を遵守しなければなりません。

1. 共用部（通路・エントランス等）を汚損しないように努め、いかなる物品も放置しないこと。
2. 乙が設置した台車等は、使用后速やかに所定の位置へ戻すこと。
3. 利用後は必ず解錠したドアの施錠を確認すること。

#### 第8条（乙の免責事項）

1. 乙は、本スペース内での火災、盗難、汚損、破損、カビ、浸水等の損害について、乙に重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
2. 建物入口および各個室の電子錠の不具合等により解錠不能となった際、甲からの電話連絡に乙が出られない場合、それによって生じた損害について乙は一切の責任を負いません。

#### 第9条（善管注意義務と賠償）

甲は、善良なる管理者の注意をもって本スペースを使用するものとし、甲の過失により施設等に損害を与えた場合はその全額を賠償するものとします。

#### 第10条（立入り権限）

乙は、施設の保守点検、改修工事、清掃、または火災等の緊急時には、甲の承諾なく開錠して内部に立ち入り、必要な処置ができるものとします。また、メンテナンス等による一時的な利用制限について、甲はこれに協力するものとします。

#### **第 11 条（登録情報の変更）**

氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の登録情報に変更が生じた場合、甲は直ちにメールまたは乙のウェブサイト内お問い合わせフォームより連絡しなければなりません。

#### **第 12 条（通知の効力）**

乙から甲への通知は、登録された連絡先への発信をもって、有効に到達したものとみなします。

#### **第 13 条（施設閉鎖および契約の自然終了）**

1. **施設の閉鎖**：乙は、事業上の都合により本施設を閉鎖する場合、甲に対して 6 ヶ月前までに通知を行うことで、本契約を終了させることができるものとします。
2. **立ち退き料等の不発生**：前項の通知がなされた場合、甲は指定された期限までに速やかに荷物を搬出し、明け渡しを完了しなければなりません。この際、甲は乙に対して立ち退き料、移転費用その他の金銭的請求を一切行わないものとします。
3. **不可抗力による終了**：天災、火災、その他乙の責によらない事由により本スペースの使用が不能となった場合、契約は当然に終了し、乙は一切の賠償責任を負わないものとします。

#### **第 14 条（滞納による解除）**

利用料等の支払いが 1 ヶ月分以上滞った場合、または登録されたカード決済が不能となった場合、乙は催告なく直ちに契約を解除できるものとします。

#### **第 15 条（即時解除事由）**

差押、破産、刑事訴追、または次条に定める反社会的勢力への該当、もしくは本約款への違反があった場合、乙は何ら催告なく直ちに契約を解除できます。

#### **第 16 条（反社会的勢力の排除）**

1. 甲は、自らが暴力団、暴力団員、これらに準ずる者、または暴力的要求行為を行う者ではないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 甲が前項の確約に反したことが判明した場合、乙は何ら催告を要せず本契約を解除できるものとし、甲はこれに対し一切の賠償請求を行わないものとします。

#### **第 17 条（連絡不能および決済不能時の処分権限）**

1. カード決済が不能となり、かつ登録された連絡先への連絡が1ヶ月間取れない状態が継続した場合、乙は甲が残置物に対する一切の所有権を放棄したものとみなします。
2. 前項の場合、乙は何ら催告を要せず本契約を解除の上、室内の物品を外部へ移動し、または自由に処分できるものとし、甲はこれに一切の異議を述べないものとします。
3. 前項の処分の時期、方法、および価格等については乙が任意に決定できるものとします。

#### **第18条（明け渡しと原状回復）**

1. 契約終了時、甲は第3条第3項に従い、自らの負担で原状回復を行い、写真を乙へ送付して速やかに明け渡すものとします。
2. 契約終了後に荷物が残されている場合、乙は何ら催告なく室内の確認、残置物の移動、および施錠変更等を行うことができるものとします。

#### **第19条（遅延損害金）**

契約終了後、甲が明け渡しを遅延した場合、完了まで賃料相当額の2倍の損害金を支払うものとします。

#### **第20条（集合物譲渡担保の予約）**

甲の債務を担保するため、保管物について極度額30万円の集合物譲渡担保予約を締結します。契約違反時には乙が予約完結権を行使し、物品を処分できるものとします。

#### **第21条（残置物の処分委託および費用の負担）**

1. 契約終了後の残置物について、甲は乙に対しその運搬、保管、および廃棄処分を委託したものとみなします。
2. 甲は、乙が本約款に基づき残置物を処分した際に要した一切の費用（搬出運賃、廃棄費用、人件費等）を負担することに合意します。

#### **第22条（合意管轄）**

本契約に関する紛争については、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を唯一の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第23条（賠償限度額および損害の範囲）**

1. 乙が賠償責任を負う場合、その上限額は30万円とします。
2. 前項の賠償範囲は直接かつ通常の損害に限られるものとし、逸失利益その他の間接損害について、乙は一切の責任を負わないものとします。

#### **第24条（名義変更等）**

契約者の名義変更やスペース変更は、新規契約として取り扱うものとします。

#### **第 25 条（約款の保管）**

甲は各自の責任において本約款を大切に保管するものとします。

#### **第 26 条（個人情報の利用目的）**

乙は、契約審査、管理、および本人確認のために個人情報を収集します。また、営業案内の送付に利用することがあり、甲はこれに同意するものとします。

#### **第 27 条（カード情報の取り扱い）**

甲のクレジットカード情報は、決済代行会社において登録・保持されるものであり、乙のシステム内では一切保持・保管いたしません。

#### **第 28 条（情報の保存）**

乙は、契約管理および履歴保存に必要な期間、甲の個人情報を適切に保持するものとします。

#### **第 29 条（防犯カメラの設置および録画データの取扱い）**

1. **設置目的**：乙は、防犯、火災予防等のため、施設内外に防犯カメラを設置し録画を行っています。甲は録画されることに同意するものとします。
2. **データの保存と廃棄**：録画データの保存期間は乙の任意とし、期間経過後は上書きまたは消去します。
3. **第三者への提供**：乙は、法令に基づく要請、緊急の必要がある場合、または規約違反の証明に必要な場合を除き、録画データを第三者に提供しません。
4. **開示請求への対応**：乙は、プライバシー保護等の理由から、甲からの録画データ開示請求には原則として応じないものとします。

2025/2/5 制定

2026/1/29 改定